

令和6年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年12月26日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場本庁舎 4階 委員会室													
議 長	石 飛 慶 久													
開閉会日時及び宣告	開 会	令和6年12月26日 午前10時												
	閉 会	令和6年12月26日 午前11時3分												
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
	1	佐々木 智之	○	5	宮 本 裕 之	○								
	2	浅 枝 久美子	○	6	美 濃 孝 二	○								
	3	山 根 温 子	○	7	湊 俊 文	○								
	4	金 行 哲 昭	○	8	石 飛 慶 久	○								
会議録署名議員	1 番 佐々木 智之 2 番 浅 枝 久美子													
地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	箕 野 博 司	局 長	児 玉 一 朗										
	副管理者	藤 本 悦 志	所 長	村 田 浩 章										
	監査委員	木 原 張 登												
議 事 日 程	日程第1 仮議席の指定について													
	日程第2 議長の選挙について													
	日程第3 議席の指定について													
	日程第4 会議録署名議員の指名について													
	日程第5 会期の決定について													
	日程第6 諸般の報告													
	日程第7 議会運営委員の選任について													
	日程第8	議案第6号	令和5年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について											
	日程第9	議案第7号	令和6年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算(第1号)											
	追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出について													
会議に付した事件	議事日程に同じ													
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	副 議 長	<p>ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第1	副 議 長	<p>日程第1、「仮議席の指定」を行います。</p> <p>仮議席として、ただ今御出席の議席を指定いたします。</p> <p>今回選出されました安芸高田市議会議員の仮議席を1番から4番及び8番とし、これに伴い、4番美濃議員の仮議席を7番に変更しております。6番ですね、6番に変更しております。御了承願います。</p>
日程第2	副 議 長	<p>日程第2、「議長の選挙」を行います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。</p> <p>これに御異議はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と言う者あり〕</p>
	副 議 長	<p>はい。御異議なしと認めます。</p> <p>したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。</p> <p>ここで暫時休憩とします。</p> <p>〔暫時休憩中〕</p>
	副 議 長	<p>それでは、休憩を閉じて再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。副議長において、指名することにいたしたいと思います。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と言う者あり〕</p>
	副 議 長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>したがって、副議長において指名推選によることに決定いたしました。</p> <p>先ほどの議長については石飛慶久君を指名いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今、副議長において指名いたしました石飛慶久君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	副 議 長	<p>〔 「異議なし」と言う者あり 〕</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただ今指名しました石飛慶久君が議長に当選されました。</p> <p>石飛慶久君に対し会議規則第33条第2項による当選の告知をいたします。議長当選の承諾及び御挨拶を自席にてお願いいたします。石飛慶久君。</p>
	8 番 議 員	<p>はい。</p> <p>皆さん、ありがとうございます。慣例にそって議長ということですが、しっかりと組合の運営に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
	副 議 長	<p>それでは、石飛議長、議長席にお移り願ひます。</p> <p>議長交代いたします。</p> <p>皆様の御協力、ありがとうございました。</p> <p>〔 副議長が自席に、議長（8 番議員）が議長席に着く 〕</p>
日程第 3	議 長	<p>では、よろしくお願ひいたします。</p> <p>日程第3、「議席の指定について」を行います。</p> <p>本組合議員に新たに選任された議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、議長において、ただ今着席のとおり指定します。</p>
日程第 4	議 長	<p>日程第4、「会議録署名議員の指名について」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、佐々木智之君及び2番、浅枝久美子君を指名いたします。</p>
日程第 5	議 長	<p>日程第5、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営副委員長、宮本裕之君の報告を求めます。</p> <p>自席にて御報告をお願いいたします。</p>
	議会運営副委員長 議 長 議会運営副委員長	<p>はい。議長。</p> <p>宮本裕之委員。</p> <p>はい。5番、宮本裕之です。</p> <p>委員長が欠員となっておりますので、副委員長の私、宮本が御</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 6	議会運営副委員長	<p>報告させていただきます。</p> <p>本日招集されました令和6年第2回定例会の運営につきまして、去る12月16日に議会運営委員会を開催をいたしました。議長も欠員中でしたので、副議長の出席を求めて協議を行いました。</p> <p>本定例会へ付議されます案件は、議案2件でございます。事務局から議案の説明を受け、協議をいたしました結果、会期につきましては、本日1日限りということに決定させていただきました。</p> <p>議案の内容につきましては、お手元に配付してあります提出議案書のとおりでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
	議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の副委員長の報告のとおり、会期は、本日1日とすることに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」という者あり〕</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。</p>
日程第 6	議 長	<p>日程第6、「諸般の報告」をいたします。</p> <p>前回の本組合議会以降、本組合議会議員に異動がありました。新たに選任された1番、佐々木 智之君、2番、浅枝久美子君、3番、山根温子君、4番、金行哲昭君、そして私、石飛慶久です。</p> <p>どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>尚、辞職されました議員は、芦田宏治君、大下正幸君、熊高昌三君、宍戸邦夫君、山本優君であります。</p> <p>本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、局長、所長及び木原監査委員です。</p> <p>次に監査委員から、令和6年度第1回定例監査及び令和5年度下半期分の例月出納検査並びに令和6年度第2回定例監査及び令和6年度上半期分の例月出納検査の報告を受けております。</p> <p>お手元に配付しておりますので、御了承願います。</p> <p>以上で、「諸般の報告」を終わります。</p>
日程第 7	議 長	<p>日程第7、「議会運営委員の選任」を行います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>組合議会議員の交代に伴い、ただ今議会運営委員が2名欠員と</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 8	議 長	なっております。 ここで暫時休憩とします。 〔 暫時休憩中 〕
	議 長	休憩を閉じて、会議を再開いたします。 議会運営委員の選任については、委員会条例第 4 条第 1 項の規定により、議長において議会運営委員に 3 番、山根温子君、4 番、金行哲昭君を指名したいと思います。 これに御異議ありませんか。 〔 「異議なし」と言う者あり 〕
	議 長	御異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名いたしました山根温子君及び金行哲昭君を議会運営委員に選出することに決定いたしました。 ここで暫時休憩とします。 〔 暫時休憩中 〕
	議 長	休憩を閉じて再開いたします。 議会運営委員会の委員長が決まりましたので、御報告いたします。 委員長、金行哲昭君であります。 この際、議会運営委員会委員長から就任の御挨拶をお願いいたします。 4 番、金行哲昭君。
	議会運営委員長	はい、失礼します。今、金行哲明を議会運営委員長に推選いただきまして、誠にありがとうございます。 今、ここの安芸高田市、また北広島町等々の、ごみの問題が非常に蓄積しておりますか。議会運営委員会としても、また皆さんと一緒に協議をしながら、一生懸命精進してまいりますので、どうか御協力をよろしく申し上げます。 どうもありがとうございました。
	議 長	日程第 8、議案第 6 号、「令和 5 年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
	管 理 者	議長。
	議 長	はい。管理者、箕野博司君。
	管 理 者	改めまして、皆さん、おはようございます。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>〔一同、「おはようございます。」〕</p> <p>提案理由の説明ということでございますが、その前に、一言、御挨拶をさせていただきます。</p> <p>令和6年第2回の組合議会の開催にあたり、皆様方には、年末の公私とも大変お忙しい時期に、こうして御出席をいただきまして、心からお礼を申し上げます。</p> <p>先ほど御紹介がございましたが、安芸高田市議会から選任されました組合議員の皆様、御当選おめでとうございます。</p> <p>また、新しく、副管理者に、安芸高田市の藤本市長が御就任されています。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議会と私ども執行機関とは、よく車輪の両輪に例えられるわけでございます。それぞれの立場を尊重しながら、議論を行い、互いに連携、協力しながら、事業を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>現在、組合では、安全安心で効率的なごみ処理を目指して事業を実施しておりますが、持続可能なごみ処理が継続できるよう、今後のあり方についても、検討を重ねております。</p> <p>これまで、微生物発酵により焼却しないで、ごみを燃料化するトンネルコンポスト方式の処理や、民間事業者が建設する大規模な地域エネルギーセンターによる公民連携の処理、近隣自治体や民間企業での委託処理について、調査検討を行ってまいりましたが、いずれも課題がある結果でございました。</p> <p>このような状況の中で、令和5年度に、三次市から広域連携の申し出があり、協議を進めております。本年度からは、正式な検討会議を設置して、広域による共同処理が可能かどうか、メリット・デメリットの検証を行っている状況でございます。</p> <p>ある程度の方向性が決まりましたら、皆さんに御報告させていただき、御意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>さて、本日は、令和5年度の決算審議を中心に、議案2件を提出させていただいております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案第6号の提案理由を、説明いたします。</p> <p>お配りしております、提出議案書の2ページをお願いします。</p> <p>議案第6号「令和5年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」でございます。</p> <p>地方自治法 第292条において準用する同法第233条第3項の規</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p>	<p>定によりまして、令和 5 年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けまして、認定をお願いするものでございます。</p> <p>詳細につきましては、事務局から説明いたします。</p> <p>御審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて詳細について、事務局に説明を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。失礼いたします。</p> <p>それでは、事務局から令和 5 年度の歳入歳出決算認定についてでございますけれども、御説明いたします。決算に関する資料といたしまして、一般会計決算認定資料、一般会計歳入歳出決算書、行政報告の 3 冊を配付させていただいております。</p> <p>では、まず、決算認定資料の方から御説明いたします。</p> <p>決算認定資料の 2 ページをお開きください。歳入につきまして、予算現額に対する決算額は、753, 105, 463 円、比率は 102. 16%、歳出は、決算額 693, 740, 342 円、比率 94. 11%、歳入歳出差引残額が 59, 365, 121 円となっております。</p> <p>3 ページが、歳入の目別の一覧表、4 ページが、歳出の目別の一覧表でございます。5 ページが、決算統計による性質別歳出の表となっております。6 ページには、財産に関する調書の詳細といたしまして、備品の納入日と契約金額を掲載した一覧表がございます。10 万円以上のものについて記載しております。</p> <p>以上で、決算認定資料の説明を終わります。</p> <p>次に、決算書の方を少し、御覧いただければと思います。黒の背表紙があるものでございます。</p> <p>決算書の 3 ページ、4 ページが、歳入の款項別の一覧表で、5 ページ、6 ページが歳出の款項別の一覧表です。あとのページ、事項別明細書ということで、節ごとの記載がございます。</p> <p>まず、8 ページ、9 ページの方ですが、歳入歳出決算の事項別明細書でございます。1 款、分担金及び負担金、1 目、通常経費負担金でございますが、当初予算額 564, 015, 000 円に対しまして、収入済額も同額でございます。内訳は、安芸高田市さんの通常経費負担金が 342, 942, 000 円、北広島町さんの負担金が 221, 073, 000 円 となっております。</p> <p>以降、2 款の方が、使用料及び手数料ということで、ごみ処理手</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>数料、ごみ袋やきれいセンターへの持込みについての手数料収入でございます。</p> <p>それから、10 ページ、11 ページですが、7 款の諸収入、下の方の備考欄に資源化物売却代 16,182,729 円とありますが、これは、アルミ缶や新聞、雑誌等を資源化業者に売却しております。その収入等でございます。</p> <p>次のページ 12 ページ、13 ページは、歳出の事項別明細になります。1 款が議会費、2 款が総務費でございます。備考の欄の方に内訳がございます。</p> <p>続きまして 14 ページ、15 ページでございますが、総務費の財産管理費、会計管理費、監査委員費でございます。下段の方、3 款が衛生費でございます。きれいセンター関係の費用となっております。</p> <p>次のページ 16 ページ、17 ページでございますが、備考欄にございますように、職員の手当や共済費、10 節需用費、きれいセンターの電気料ですとか補修費、11 節役務費が、ダイオキシン類等の測定費用、12 節委託料が、ごみの収集運搬業務の委託料、焼却灰等の資源化委託料他でございます。</p> <p>次のページ、18、19 ページに続きますが、御覧のとおりでございます。</p> <p>次のページ、20 ページ、21 ページでございますが、4 款予備費でございます。当初予算額 3,000,000 円に対しまして、554,274 円を充用させていただいております。充用先は、備考欄のとおりでございます。それから、ごみ袋の販売店がやめられたことによる償還金の割引料に充当しております。</p> <p>以上、歳入歳出の説明を終わりますが、22 ページに、実質収支に関する調書がございます。次のページから、財産に関する調書でございます。24 ページの方、土地、建物、物権です。</p> <p>25 ページの方、物品の増減と現在高を記載させていただいております。先ほど御説明いたしました決算認定資料で増減が入っているものでございます。決算年度中の増減はありません。</p> <p>最後のページ、26 ページでございますが、財政調整基金現在高でございます。令和 5 年度は、剰余金 18,031,000 円と利子 81,291 円を積み立てたしまして、5 年度末の現在高は、125,476,005 円となっております。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、行政報告の方も少し御説明させていただきます。こちら黒表紙の冊子でございます。</p> <p>こちらは、令和5年度の主要な施策の成果を説明する資料として、提出しているものでございます。</p> <p>めくっていただいて、総論でございますが、1ページ目を御覧いただければと思います。図表の2ですが、令和5年10月から、きれいセンターにごみを搬入する際のごみ処理手数料を改定しました。図表の2にございますように、燃えるごみの手数料を10kg当たり一般家庭の場合、65円から100円に、事業所の場合、90円から125円に値上げしております。この原因の一つに電気料の高騰がございます。次のページですけれども、図表の3です。上の表は、使用量の棒グラフですが、令和5年度は、令和3年度、令和4年度と比較し、減少しています。一方、電気料金は、下の折れ線グラフですが、令和5年度の当初は、三角のグラフですけれども、令和3年度と比べますと160万円も増加しております。幸い、その後、燃料調整費が下落した関係で料金の方は下がってはおりますが、今後もこうした光熱費や補修費の増加が見込まれることから、財源の確保の点、適正な受益者負担の点から、値上げを行ったものでございます。</p> <p>それに併せて、ごみの削減のために取り組みを実施しております。3ページでございますけれども、(2)ですが、事業所の生ごみの資源化ということで、生ごみ処理機を安芸高田市内のジビエ加工施設に設置し、シカの残渣の処理試験を行っております。これは、微生物がシカの骨や肉を分解する装置で、消滅型の生ごみ処理機です。毎日30kg程度投入されているんですが、内臓等は、翌日には、もう見えなくなり、骨も1週間程度で、なくなる状況でした。ただし、3か月に1回程度、中の微生物とチップを入れ替える必要があります。焼却しないで処理できるという点では、今後も検討を続けていきたいと思っております。</p> <p>それから、(3)ですが、環境教育の実施ということで、昨年度は、安芸高田市の主催による「大人のためのごみ見学会」を、初めてきれいセンターで実施しました。大変好評でしたので、今年度も実施しております。その他、地域に出向いて分別説明を行う出前講座も、女性会や農協等の各種団体と協力し、市町担当課と実施していきたいと思っております。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>(4)にあります、地域回収拠点の整備も今後増やしていこうと思っております。分別すれば資源となるものが、いつでも近くで出せる、という状況をつくっていければ、住民の皆さんの意識も変化していくものと思っております。</p> <p>それから、4ページが決算の状況でございます。市町負担金やごみ処理手数料の前年度比、比較の表でございます。</p> <p>5ページの(2)に、ごみ処理手数料の表がございます。全体的にごみ量の減少に伴って、手数料が減少しておりますが、きれいセンターの持込み手数料につきましては、手数料改定の影響もあり、7,441,000円増加している状況です。</p> <p>それからちょっと、とぶんですが、14ページ、15ページに市町別のごみ処理状況の表がございます。14ページが安芸高田市さん分、15ページが北広島町さん分になっています。安芸高田市、北広島町ともに最近、ごみ量は減少傾向でございます。</p> <p>それからですね、18ページ。18ページに、ごみ処理ランニングコストということで、経費の明細がございます。下のイの項に1袋当たりの経費及び負担額という表がございます。1袋当たりに換算しますと、下の表ですが、燃えるごみで、201円、受益者負担額、これはごみ袋の手数料ですが、こちらが65円ですから、市町の負担額は136円、割合にして68%という計算になります。</p> <p>この受益者負担額の検討ということで、今年度、きれいセンターの持込み手数料も改定させていただいているところでございます。</p> <p>年間1世帯あたりの経費に換算しますと、上の表の下段ですが、年間1世帯あたり29,358円、かつこ内の数字は令和4年度の数字です。年間一人あたりで見ますと14,648円という数字になっております。</p> <p>それからちょっと、とぶんですけれども、26ページの方に、26ページの(13)でございますが、日曜日にきれいセンターを特別に開場していますが、その状況を載せております。コロナ禍の令和2年度は、坂道に車が渋滞になりまして、1時間以上待ついただく日がございました。最近、持込み数は減少しております。ただし、やっぱり時間帯によっては、10分から20分程度の待ち時間は発生している状況でございます。</p> <p>それから、(14)ですが、道路で死亡しているシカの処理状況でございます。令和5年度は、916頭のシカを焼却処理しております。1日に11頭のシカが持ち込まれたこともございまして、今後、更に</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>増加するとなると問題になってくる状況でございます。</p> <p>あとですね、いろいろデータ等が載っております。</p> <p>そうですね、最後の44ページ、45ページを開いていただけたらと思います。こちらの方に、安芸高田市、北広島町別の燃えるごみの種別推移ですとか古紙の収集量の推移、集団回収量の推移等のグラフがございます。</p> <p>燃えるごみについてはですね、それぞれ家庭収集っていうのが、なかほどの青色の三角の折れ線ですけども、家庭ごみの収集、ごみステーションからの収集の収集量。それから、家庭持込というのが、御家庭の方がきれいセンターに持ち込まれる量、業者収集というのがですね、一般の許可を持ってらっしゃる業者が、工場やお店を回った時のごみをきれいセンターに持ってこられる量。それから、業者持込っていうのが、事業者の方が直接きれいセンターに持って来られる量、公共持込っていうのが、市役所関係、町役場関係の方が、持って来られる量となっております。それぞれ推移がございますので、こういう増減がございますけれども、最近は減少している状況でございます。粗大ごみ等もですね、令和2年度には、大変持込み等も多かった状況で増えておりますが、最近は少し減っております。</p> <p>それから、右下の方、組合の古紙収集量の推移ですけど、こちらの方も地域の回収拠点での古紙の収集、あるいはお店での収集が進んでますので、組合の収集も減ってきている状況でございます。</p> <p>ちょっとここで全部説明できないんですが、いろいろデータが載せてありますので、御活用いただければと思います。</p> <p>以上、年度の事業報告ということで、行政報告、行政報告書を説明させていただきました。事務局から決算についての説明を終わります。</p>
	議 長	<p>これで提案理由の説明を終わります。次に、監査委員より決算審査の結果報告を求めます。</p>
	監査委員	<p>はい、議長。</p>
	議 長	<p>木原監査委員。</p>
	監査委員	<p>はい。それでは、監査報告をいたします。</p> <p>議案書の3ページを御覧ください。過日、私と美濃監査委員とで監査、監査を行いまして、その顛末は1ページ、4ページの審査意見書のとおりでございます。ちょっと読み上げさせていただきます。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	<p>審査の対象、令和5年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算。書類として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書がございました。</p> <p>審査の期間は、令和6年10月25日に行っております。</p> <p>審査の方法ですが、審査は、組合管理者から審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び政令で定める附属書類について、芸北広域環境施設組合監査基準に順守して実施しました。更に、例月出納検査及び定例監査の結果も参考とし、細部については、関係職員から説明を聴取するとともに、事務処理の適否、事務執行状況について検証を行いました。</p> <p>審査の結果でございますが、審査に付された歳入歳出書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、正確であることを認めました。歳計現金の出納状況、保管現金、基金残高等についても指定金融機関の残高証明書及び関係諸帳簿、証書類と照合審査した結果、適正であることを確認いたしました。</p> <p>また、決算の内容、予算の執行及び基金の運用状況についてもおおむね適正に執行されているものと認められました。</p> <p>審査結果の概要、意見でございますけど、次の5ページから概要及び意見となっております。概要につきましては、先ほど事務局の方からお話いただいたとおりでございますので割愛させていただきます、9ページの意見について申し上げます。</p> <p>意見でございます。令和5年度の決算額を前年度と比較すると歳入総額は、31,437,000円の増の753,105,000円、歳出総額は、1,453,000円増の693,740,000円となっており、収支状況は改善されている状況である。これは、歳入では、芸北広域きれいセンターへの施設持込み手数料を令和5年10月から値上げ改定したこと、歳出においては、エコロジーからエコノミーへの方針転換で、資源化委託から焼却処理へ変更し委託料の減少を図ったこと等によるものである。ただし、適正な基金残高の確保のため、以前のように基金の取り崩しを行わない方針から、歳出増額分は、市町負担金の増額という結果となっております。</p> <p>現在、今後のごみ処理について広域化に向けた協議を関係市町と行っておりますが、方向性を明確にした上で、経済面のみで判断するのではなく、ごみを減らすという本来の目的に沿った施設運</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	<p>営となるよう、以下のとおり意見を述べるといふことで、3点申し上げます。</p> <p>まず、ごみ処理手数料改定の効果についてです。先ほど申し上げましたように、手数料の改定をされておりますけれども、ごみ量は、全体では約3%減少しておりますが、安芸高田市の事業系ごみは増加しております。燃えるごみの手数を値上げした効果によるものかどうか、もう少し注視しなければなりません。家庭ごみにつきましても、これから導入される燃えるごみ袋の容量減少、少し袋が小さくなるんですけれども、その効果も期待されますけれども、その目的や分別促進について住民への周知が、まだ十分ではないと思われまふ。施策実施に際しては、効果検証が不可欠ですけれども、ごみの減量化推進のために、処理手数料の値上げだけでは十分とは言えないと思ひます。本来、事業系ごみは、事業者処理責任がござひます。これについて事業者訪問等を通じて徹底させるべきではないかと考えております。</p> <p>次に温暖化対策への取り組みでござひます。2050年のカーボンニュートラルを目指して、市町でも取り組みが開始されております。当組合におきましても、以前検討した紙オムツの資源化装置等の検討を継続し、エネルギーの地産地消にも努めるべきではないかと考えます。プラスチック製品の分別収集資源化も始まっております。「費用がかかるからやめる。」ではなく、県内のトップランナーとしての先行投資も必要であろうと考えます。</p> <p>3点目が、法令等の遵守についてでござひます。他市町において、本来必要な議会の議決を経ずに物品購入を行っていた事例が相次ぎました。本組合におきましても、本組合におきましても、契約一覧表の提出等で確認してござひまして、該当事例はありませんでした。しかし、監査は、事後に行われることが多く、これらの事前の把握は困難であります。チェック機能を強化する等、行政事務を適確に、適正に執行できるようにお願いしたいと思ひます。</p> <p>以上、ごみの減量、再生利用を基本とした行政運営を要望するものでござひますけれども、最初、前文でも申し上げましたように、三次市と広域化した取り組みが検討されている、といふことでござひます。現在、1市1町で検討されている事項、例えば有害鳥獣の微生物処理とか、紙おむつの分別処理とか、資源化物の細分化収集など、細かに取り組まれておりますけれども、これらがどのようなになるのか。今後、広域化した時、マスメリットといふのもあ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>監査委員</p> <p>議 長</p> <p>5 番議員</p> <p>議 長</p> <p>5 番議員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>3 番議員</p> <p>議 長</p> <p>3 番議員</p>	<p>ると思いますけれども、そういった今まで取り組んだことの結果を見て、いいこととか、それとも、引き続き踏襲した上での検討をお願いしておきます。このように、今後の広域化につきましても十分な検討を行い、最適解を見つけていただきたいと思います、この監査報告をさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>これをもって、監査委員の報告を終わります。</p> <p>議長。</p> <p>はい。</p> <p>喉の体調がよくないので。えへん虫が喉に入るので。すぐ帰ります。</p> <p>5 番、宮本裕之議員の退席を認めます。</p> <p>〔 宮本議員が退室する。 〕</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>議案につきましては、決算認定ということでございますが、一般質問を別に設けておりませんので、組合の運営のこと、きれいセンターのことやごみの収集のこと等、その他、全般にわたっての質問がございましたら、ここで、質問いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、質問は、1 問 1 答方式とし、挙手の上、自席で起立により行ってください。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。3 番、山根議員。</p> <p>はい、3 番山根でございます。</p> <p>先ほどの監査報告の中で、9 ページになりますけれども、(5)の意見の中のア、ごみ処理手数料改定の効果についてでございます。</p> <p>先ほども説明をされましたが、燃えるごみ、ごみ袋を変えられたということで、小さくなり、でもそれは伸びるんだっていうのを以前の委員の方から報告をいただいております。ですが、このごみ袋、よく破れる。市民の方にとっては小さくなった、ということも説明はされているとは思いますが、そのところが、かなり破れることも多いみたいで、市民の方からは、議員に対していろいろ苦情が来ているから、このことについて伝えていただきたいと思いますということで、今日申し上げておきます。私自身もご</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>3 番議員</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p>	<p>み袋を使いますと、初め破れておりました。慣れるまで。ただ伸びるといふ割に伸びて広がらない、というような袋でもあると感じております。これで、65 円を変えずに、この袋になったという経緯もあると思えますけれども、そのこのところの御説明があれば、していただきたいと思えます。お願いします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>はい。児玉局長。</p> <p>はい。ごみ袋の改定でございますけれども、広報はですね、市町の広報紙でさせていただいておりますけれども、やはり、見る方、見ない方もいらっしゃいます。で、組合のホームページ、市町のホームページでもさせていただいております。</p> <p>販売店の方にもですね、一部切り変わる時にですね、袋の説明をした書類もお届けして、説明しているところでありますが、全部回ってる状況ではございません。で、今回、袋を改定した理由と言いますのが、きれいセンターの持込みの手数料を改定しました。平成7年度、できた当時の受益者負担率という率と比べますと、今は、経費もすごく増加してますので、皆さんの受益者負担率というのが、すごく下がってる状況で、受益者負担率を約25%から30%あたりでということから。特に、きれいセンターの持込みの場合は、10キログラムあたりの量になりますので、袋に10キロ入るかと言われると、入らない時もありますので、きれいセンターの持込みというのは、すごくお得になるので、その辺りも含めて、受益者負担の適正化ということで、持込みの手数料を上げさせていただきました。</p> <p>で、その中で燃えるごみだけに限定したという経緯もございますが、これは、燃えるごみのごみの中の8割、9割を占めておまして、焼却施設に多額のお金がかかっているところから、燃えるごみの改定を行っております。で、袋についてはですね、実際のところ、ごみ手数料の、きれいセンターのごみ処理手数料の増加に見合った分を袋の方も値上げしようという意見もあったんですが、そうではなくて、袋の容量を15%ですかね、すごく下げる形で値上げをしようということにさせていただきました。で、排出抑制の効果を願う中で、燃えるごみ袋の大、大だけを、実際、新しい袋は5センチ短くなってます。長さが5センチ短くなってますが、幅は同じです。ごみ袋の小とミニは大</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>きさは変更ありません。これは、皆さんに、大きい袋でたくさん詰め込んでごみを出すのではなくて、小さい袋で分別して出していきたいというお願いがあります。ピンクの容器包装の袋を利用していただきますと、おそらく燃えるごみは減らせるはずですので、分別して、ピンクの袋を使ってですね、できるだけ、燃えるごみの大の袋で出すのではなくて、小の袋で出していきたいという願いもあって、大の袋だけ少し短くしております。</p>
	局 長	<p>〔 宮本議員が入室する。 〕</p> <p>で、すみません、ちょっと前置きが長くなって。先ほどの議員の御指摘の破れやすいということなんですけれども、これはですね、以前は、高密度ポリエチレンという裂けやすい袋がありまして、かなり苦情がありました。ちょっと切れ目が入ると、そこからすーっと筋のように入って切れるということ。それですね、今回は材質を変更してですね、低密度ポリエチレンという燃えないごみの青い袋ですね、あれと同じ材質にしたんです。</p> <p>こうすることで、裂けることはなくなったとじておるんですが、その新しい袋が破れるっていう苦情も確かに今2、3件入ってきてまして、私どもも調査を進めております。破れにくくするためにこの袋にしたんですけど、逆に新しい袋が破れているという苦情なんですよね。ちょっとその辺りもぜひこちらの方に情報提供いただいでですね、私もそういうお宅に、2、3件回ったんですけども、ちょっとそこのお宅では破れてる状況はちょっと確認できなかったんですけど、伸びたり切れたりする可能性はあるんですが、裂けたりはしないと思うんですけども。今度の袋がいいっていう御意見も聞いたこともあるんですが、ちょっとその辺りもまた、まだ今出始めたばかりですので、改善が必要でしたら私どもも改善したいと思いますので、ぜひ御意見等お寄せいただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>〔 「なし」という者あり 〕</p>
	議 長	<p>質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>〔 「なし」という者あり 〕</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第9	議 長	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。</p>
	議 長	<p>これより、議案第6号、「令和5年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」を、起立により採決いたします。</p>
		<p>本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p>
		<p>〔賛成者が起立する〕</p>
	議 長	<p>起立多数であります。起立、全員であります。</p>
		<p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第9、議案第7号、「令和6年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。</p>
		<p>この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。</p>
	管 理 者	<p>議長。</p>
	議 長	<p>管理者、箕野博司君。</p>
管 理 者	<p>はい。議案第7号について、説明いたします。</p>	
	<p>別冊の「令和6年度予算書一般会計予算（補正第1号）」の1ページ目を御覧ください。</p>	
	<p>議案第7号、令和6年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）。第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ、3,435,200円を追加し、歳入歳出それぞれ、786,411,000円とするものです。</p>	
	<p>詳細につきましては、事務局から説明いたします。</p>	
	<p>御審議の程、よろしく願いいたします。</p>	
議 長	<p>続いて、詳細について事務局に説明を求めます。</p>	
局 長	<p>議長。</p>	
議 長	<p>はい。局長、児玉一朗君。</p>	
局 長	<p>はい。失礼いたします。事務局より補正予算の詳細につきまして御説明申し上げます。</p>	
	<p>今、御覧いただいております補正予算書でございますけれども、2ページの、2ページ目を御覧いただければと思います。歳入歳出34,352,000円の追加の内容でございますけれども、歳入の方、財産運用収入13,000円の減額、繰越金34,365,000円の増額でございます。歳出の方は、総務管理費の34,352,000円の増額となっております。</p>	
	<p>詳細につきましては、資料の1を御覧いただければと思います。</p>	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>A4の資料の1でございますが、内容につきましては、2の項の表にございますが、令和5年度決算の決算剰余金の積み立てを行うものでございます。表の下の米印のところにあります。令和5年度決算において、59,365,121円の剰余金がございましたので、既に令和6年度予算に充当予定としている25,000,000円を除いた34,365,121円と基金利子の減額分13,000円の合計34,352,000円が補正額となりまして、合計34,442,000円を基金に積み立てするものでございます。</p> <p>3の項に基金状況の表がございまして、補正による積み立てで、令和6年度の基金残高は、159,918,000円になる予定でございます。</p> <p>以上、補正の説明とさせていただきます。</p>
	議 長	<p>これをもって、提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>〔「なし」という者あり〕</p>
	議 長	<p>質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>〔「なし」という者あり〕</p>
	議 長	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第7号、「令和6年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」を、起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>〔賛成者が起立する〕</p>
	議 長	<p>起立全員であります。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、暫時休憩といたします。</p> <p>〔暫時休憩中〕</p>
	議 長	<p>再開いたします。先ほど、議会運営委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。</p> <p>この際、これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」という者あり〕</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査の申し出についての件を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
追加日程第1	議 長	<p>追加日程第1、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。</p> <p>〔 「異議なし」という者あり 〕</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p>
閉 議	議 長	<p>以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。</p>
	副管理者	<p>閉会にあたり、副管理者から挨拶をお願いいたします。</p> <p>副管理者、藤本悦志君。</p> <p>はい。議長。</p>
	管 理 者 議 長	<p>本日はですね、慎重かつスムーズな御審議をいただきありがとうございます。無事にですね、全ての議案に対して御承認いただきありがとうございます。</p> <p>私事ですけれども、役場にですね、高宮町役場に就職して初めての仕事がきれいセンターに係る仕事でした。国安さんという方と一緒にですね、千代田のパークホテルで、なんか祝賀会みたいなものを行ったのを記憶しております。以来、こういう形できれいセンターに係らせてもらうことを、やはり何かの御縁かなと思っております。</p> <p>そして、近々の課題としては、先ほどもありましたように、三次市を含めた広域連携による広域処理、これもですね、両町市ですね、市民に町民にとって最適解を持たれるように、慎重にですね、これから事を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>本日は本当にありがとうございます。年末になりますけれども、コロナ、インフルと流行っておりますけれども、どうか元気に新しいお年をお迎えになりますことを御祈念申し上げて閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これをもって、令和6年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会を閉会いたします。</p> <p>御苦労さまでした。</p> <p>〔 一同、「ありがとうございました。」 〕</p>